

鈴木安蔵先生と憲法9条

愛知大学名誉教授 浅井 敦



1.自筆の「憲法草案要綱」と奪われた「制憲手続の民主化」

「憲法草案要綱（憲法研究会案）」—このタイトル表示の文書が、歴史上重要な公文書を集中的に保存し一般の利用に供するための公の施設として、1971年（昭46）に総理府（現内閣府）の施設等機関として東京都千代田区北の丸公園内に設置され、その後2001年（平成13）に独立行政法人となった日本の国立公文書館に、保存されている。

此度、立正大学金子勝教授のご配慮によって、そのコピーを手にする事ができた。その「本体」つまり憲法草案要綱本文記載の9枚は、「丸善」製B4版400字詰原稿用紙を使用して、鈴木安蔵先生が自ら手書きされたもの。「今でも当日のことは鮮明に思い浮かぶが、今日と違って暖房とてなかったビルの一室は寒く、それに別の書記役の者がいるわけではなく、修正した箇所があれば全部はじめから浄書しなければならず、なお若かったわたくしではあるが、いささか面倒な作業であった」。要綱とは言え、もしそのままでも通しの章・条番号を記入しさえすれば憲法典として遜色がない程に整備されていた。

当日、これを首相官邸にいて手交した杉森孝次郎・室伏高信・鈴木安蔵3氏の氏名及び（1945年）12月26日の日付と住所（但し鈴木のみ）を明記した別紙3枚の他、総理府用便箋に「本資料は、内閣参事官室金庫において保管してきたものであるが、散逸を防ぐため現存分のみを綴ったものである（昭和32年9月27日）」旨をタイプ打ちした添え書き1枚が、上記「本体」とともに表紙を付し冊子化した状態で、袋に入れられている。

いまこの「本体」と、その翌々日の12月28日づけ「朝日」・「毎日」の両新聞に掲載さ

れた公表草案とを比較してみると、若干の差異がある。カタカナ文で句読点と濁点がない「本体」に対して、新聞報道では社側の配慮から句読点と濁点を随時入れたひらがな文になっているといった形式の問題は別にして、内容上、全60ヶ条が58ヶ条になり、第1章に相当する「根本原則」の章名が「根本原則（統治権）」とよりの確な表現になっている。

また、第7章に相当する「経済」の最初の項目で「正義平等」のつぎに「進歩」の語を入れて欲しいという注意が当日の会合で杉森氏からあったが、よく見ると挿入記号の位置が「正義平等」の中間になっている。これなどは過重な作業から誘発された単純ミスとみるべきであろう。会の活動と起案文書の内容を詳細に整理・解説する、金子勝「日本国憲法の設計図を引いた鈴木安蔵氏」立正法学論集40巻2号は、貴重な文献である。

公表草案で削除された2ヶ条のうちの1つは「政府憲法ニ背キ国民ノ自由ヲ抑圧シ権利ヲ毀損スルトキハ国民之ヲ変更スルヲ得」（「国民権利義務」の4項目）であった。憲法研究会は、憲法草案要綱を作成するに当たり、会員の中に一人でも異議のある条項は入れないという方針を貫いた。これもその一例である。

すでに研究者の間においてよく知られているように、「憲法研究会案は、自由民権研究の先駆者である鈴木安蔵が自由民権期の草案20余およびフランス革命憲法・合衆国憲法・ソ連憲法・ワイマール憲法等を参考とし、高野岩三郎その他会員の意見を徴して起草したものであったから、おのずからそこに民権派草案の基本条項が豊かに吸収されていた」（家永三郎）。上述の条文は、植木枝盛「東洋大日本国憲案」、同草稿本「日本憲法」（後者は、鈴木安蔵旧蔵・現愛知大学名古屋図書館蔵毛筆本あり）の関係条項にヒントを得て、

鈴木氏が主張し、室伏氏が疑問を提したため方針通りの処理となったものである。憲法研究会においては、高野岩三郎氏主張の人民主権・共和制大統領案すら、上記処理方針の例外とされることはなかった。

公表草案から抜けているもう1つの条文は「議会ハ審問委員会ヲ設ク」（「議会」の10項目）である。所謂「国政調査権」を行使する委員会の設置条項であるが、これは異議が出たためではなくて、公表草案簡素化の観点から一存で削ったと述べられている（鈴木安蔵「憲法研究会の憲法草案起草および憲法制定会議提唱」愛知大学法経論集、第28号、昭和34年10月）。

しかし考察すべきは、何が故の簡素化であったかである。「われわれは、当時のはげしい躍進の期待、国民全体の中に生じつつあった時代的転換の気運から、当然に、全国国民憲法制定会議の開催を実現しようと期していたのであり、わたくし自身、会の草案は、そうした全国的討議、いな憲法制定会議においての本格的草案起草への一試案、示唆に過ぎないと考えていたのである」（鈴木「同上<二・完>」愛知大学法経論集、第31号、昭和35年6月）。

つまり、憲法に盛り込む内容もさることながら、だれが、どういう形でつくるものかという憲法制定手続きにかかわる問題の重要性を、鈴木氏は深く理解していた。このことは、憲法研究会が1946年3月6日の政府草案発表を受けて、直ちに出した次の「声明」（以下、要旨）をみると、一層明らかとなる。「このたび発表された政府草案は従来伝えられた政府案、各政党案に比すれば研究会の主張に近いが、なお不徹底不明瞭な点が多く、しかも一部少数者による上からの押しつけでは真の人民憲法たりえない。憲法研究会は、人民自身の手による憲法制定のための国民会議開催を提唱する。」

しかし、事態はすでに急転していた。占領当局による参考案の提示、「国体護持」にこだわり続けて範示されたマッカーサー草案をいかに「日本化」するか奔走するだけの政府、そして明治憲法下最後の帝国議会での草案の審議・採決という制憲過程の展開に

よって、憲法研究会の主張、提唱した「制憲手続の民主化」は全く無視され、押しつぶされてしまった。マッカーサー草案の作成に憲法研究会案が参考とされた事実などは、まだ人びとの知る由もない事柄であった。

なお、憲法研究会の憲法草案要綱は、国立国会図書館のホームページで見ることできる。これとの比較では、国立公文書館版で第3章に相当する「議会」の3項目、第一院は比例代表主義「ニヨリテ満20歳以上ノ者ヨリ公選セラレタル議員ヲ以テ組織」されるとあるところ、国立国会図書館版では、圈点部分つまり「者」とあるところが「男女」と表記されている。この違いが生じた原因は判らないが、参考までに付記しておく。

2. 天皇制の呪縛と憲法9条の出自

鈴木安蔵先生旧蔵書として、現在愛知大学名古屋図書館が所蔵する和書3,793冊、洋書336冊は、当時図書館長であった見城幸雄愛知大学名誉教授の適切な判断により、ご遺族の快諾を得て、本学に譲渡いただき、その後は一般図書の内に排架されて、広く利用者の便に供されている。しかし「鈴木文庫」として別置してない状態のためか、そのなかに、閲覧者に殆ど気付かれぬまま死蔵されてきた一冊の岩波新書が存在する。

E・ハーバート・ノーマン著、大窪愿二訳『忘れられた思想家—安藤昌益のこゝろ—』上巻、昭和25年、がそれである。内表紙を開くとその上段に、「To Mr. Yasuzo Suzuki / with my compliments / E.H.Norman」つまり、謹呈、鈴木安蔵氏へ、E.H.ノーマンより、と自署されている。

ノーマン（1909-1957）は、『日本における近代国家の成立』（1940、邦訳1947）などで知られた日本近代史専門家で、かつカナダの外交官。古くは尾佐竹猛と鈴木安蔵の結成（1940年）した憲法史研究会以来の親友であった。ノーマンは終戦後にカナダの代表としてGHQに勤務し、鈴木氏と再会。鈴木氏が九州から復員後のまだ間もない1945年9月22日、都留重人と一緒に世田谷区下馬の鈴木宅を訪れている。「明治憲法のなにが問題であったのか」いまこそ戦後日



E.H.ノーマン署名の献呈新書本

本の民主化のために憲法改正を実践に移す好機である、しかもそれをなすのは解釈学にとらわれた学者でなく在野の憲法史家・鈴木さんあなたであると働きかけたのであった。

あるとき、そのノーマンに、鈴木氏は「きみたちの憲法草案も共和制ではないが、どういうわけだ」と質問された。「いまの状態できなりそれをもちだしても国民的合意を得ることがむずかしいからだ」と答えたところ、「いまこそチャンスなのに、またしても天皇が存在する改革案なのか」ときびしく反論されて、愕然とした。

「自由民権運動も、その呪縛から解放されなかった。私どももそうであった。そして現在もそうではないのか。」鈴木氏は、晩年そう述べている（1982年、遠山茂樹編『自由民権百年の記録』）。

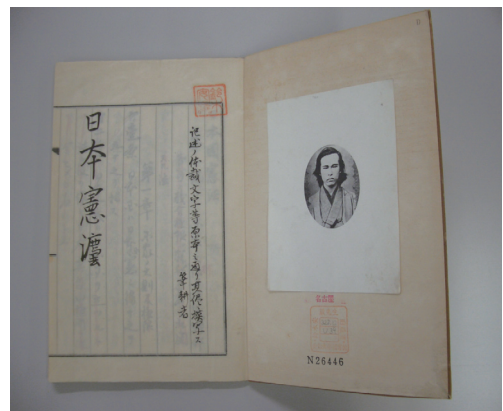
民権派憲法構想の傑作といわれる植木枝盛「東洋大日本国国憲按」のもとになる草稿本（写本）が、本学図書館に収蔵されていることは、さきに一言した。植木の憲法思想が条文の形態に練り上げられてくる過程を知ることができることで貴重な価値があるが、それだけではない。実は、植木自筆本は1945年7月4日のアメリカ軍による高知空襲により焼失し現存しない。その写本も、現在は

鈴木安蔵旧蔵・現愛知大学名古屋図書館蔵毛筆本、国立国会図書館憲政資料室蔵ペン書本、家永三郎蔵呉服孝彦作成鉄筆書本の三種が有るだけである。

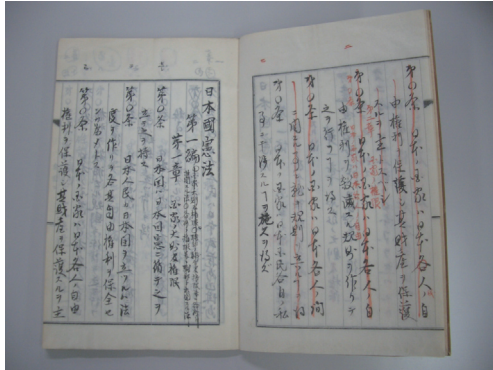
本学蔵本の体裁は、罫紙に毛筆で書かれて居り、表紙と共に全40葉であるが、鈴木氏の依頼によって和装とじ本に製本し直されて、製本後の新たな表紙に『植木枝盛起草日本憲法』のタイトルが付せられ、さらにその裏面に植木の顔写真が添付されている。冒頭に「記述ノ体裁文字等原本之通り其儘ニ模写ス 筆耕者」と記載されている通り、自筆本の抹消や欄外記載など朱記の箇所は写本においてもそのまま正確に朱書されている。但し、冒頭に八丁ほどの製本時の手違いから生じたと思われるページの入れちがいのあることが、外崎光広・家永三郎・松永昌三氏によって指摘されている（『植木枝盛集』第6巻、1991年、岩波書店）。



『植木枝盛起草日本憲法』（本学蔵本）



「憲法」という古字標記の外書きタイトル(左)と植木の肖像(右)



「同上本」内書きタイトルの標記は「日本国憲法」

内容において、植木の上記私擬憲法は、天皇を頂点とする藩閥専制の明治政府に対抗して立憲制の国家を対置するものである。立憲君主制のたてまえをとりつつも、事実上の人民主権説憲法私案を打ち出した植木のたくましい理論的営為が反映されている。ときの政府権力によって抑圧されつくしてきた歴史の壁を越えて、明治初期の日本に存在した民主的憲法構想の根源を掘り起こし、更に近代西欧の憲法思想を攝取して、戦後の日本国憲法に結実させた事実を、鈴木氏の立案活動によって知ることができる。

それにしても、憲法研究会案が完全共和制に踏み切れなかったことを批判したノーマンの指摘は、重い意味をもつ。

戦後レジームの出発点における敗戦と占領という特殊な歴史的条件下において、心理的に日本の人びとの心の「自由」を失わしめる天皇制の呪縛が作用したことは、日本国憲法の制定過程に、戦後世界の制憲史上類例のない特性を刻印する結果を生んだ。そして、連合国の対日占領政策と管理が実はアメリカの単独占領による占領政策とその管理として行われたことが、これに絡み合う更なる規定要因となった。

憲法研究会案に9条の規定は存在しない。当時公表された諸政党と民間諸案のどれにもみられない、マッカーサー案のみの独自の規定である。それがなぜ、戦後日本の憲法に盛り込まれることになったのか。

「日本再生のために、1946年の時点で必要不可欠な現実的な条項だと連合最高司令官マッカーサーが判断したため」である（古関

彰一『「平和国家」日本の再検討』。その判断の基礎には政治的（天皇の戦争責任問題）・軍事的（沖縄の基地化）戦略が隠されていた。そしてもう一つの問題、GHQは、なにゆえに自ら作成した草案を日本政府に示さねばならなかったのか。ドイツにおけるアメリカ占領地区の憲法制定の場合には、軍政府は命令を発し制憲過程に介入はしたが、草案そのものを作成して提示することはなかったのである。

制憲過程の政治史的分析は、日本国憲法を特徴づける象徴天皇制と9条との密接不可分の関係を、すでに解明している。天皇の戦争責任はアメリカによって意図的に不問に付され、天皇制の呪縛は占領政策遂行の手段として最大限に利用された。しかし当時のソ連、オーストラリア、中国など天皇の戦争責任追及の要求が強かった条件の下での天皇制存置は、一方では天皇制の「民主化」が必要とされ、他方では、日本軍国主義を根絶しかつ復活の可能性を禁止する確実な保障形態が憲法上、提示されることが必要であった。それが9条だったのである（影山日出弥・大須賀明『日本の憲法問題』労働経済社、1967年）。

3. 憲法制定史への新しい視点と分析

憲法研究会案には、第2章に相当する「国民権利義務」の13項目に、ユニークな次の1ヶ条がある。

「国民ハ民主主義並平和思想ニ基ク人格完成社会道徳確立諸民族トノ協同ニ努ムルノ義務ヲ有ス」

この「普遍的な平和主義思想と倫理的な人間像」条項は、原秀成氏によって、「9条への礎石」（同『日本国憲法制定の系譜Ⅲ—戦後日本で』日本評論社）と評価され、愛知大学長峯信彦准教授によって、この場合の「義務」は現在ならば「責務」程度の訓示の規定とみなすのが妥当であろうと指摘されている（「朝日新聞」2007年2月23日夕刊）。

日本国憲法第9条、とりわけ今日改憲の最大ポイントと目されている第2項（戦力不保持）の起源について、いわゆる「マッカーサー3原則」より以前、すでにアメリカ本

国での戦後日本の憲法制定方針をめぐる政策立案の審議過程において、海軍省委員サビン (Lorenzo Sherwood Sabin, Jr. 1899-) によって「無期限に、日本は陸軍も海軍ももつべきではないから、・・・日本が軍隊をもつのを許されるであろうことをまさにその用語によって示唆する憲法改正や立案を示唆することは得策とはいえない」と主張され (1945年11月15日づけ海軍省委員サビン意見書。原本は米国国立公文書館蔵)、これが同年11月27日づけ「SWNCC228」当初案 (State・War・Navy Coordinating Committee, Reform of the Japanese Governmental System, SWNCC228, 27 November 1945) に導入され、「9条の起源」となる。

「SWNCC228」つまり国務・陸軍・海軍 [3省の対日政策] 調整委員会第228号文書は、1946年1月11日、マッカーサーに送付され、これは国際的な日本占領管理機構 (極東委員会対日理事会) とともに、マッカーサーが憲法改正を進めるうえで、大きな拘束力をもつ、もう一つの規制要因となったものである。この文書は、1953年までその存在自体が秘匿され、1975年にその立案過程の文書とともにマイクロフィルムによって公開された。内閣の構成員は文民であるべきことが規定される (第4段第C項第2号)。こ

こでもサビンが、「いかなる場合にも」として、日本の再軍備を完全に否定している (原「思想の宝庫としての日本国憲法—平和・民主制・人権の系譜」20世紀メディア研究所編、インテリジェンス創刊号所収)。

「押しつけ」といわれて久しい日本国憲法の「戦争放棄・戦力不保持」も案としては、日本側の一民間草案の中に不十分な規定ではあれ存在する。稲田正次・海野普吉・岩波茂雄の憲法懇談会案 (1946年3月4日) で、「第一章 総則」を書く際に海野が次の一条を入れるよう提案したという。「第5条 日本国ハ軍備ヲ持タサル文化国家トス。」軍縮平和主義を強調した海野独自の主張であったが、これは結局削除され成文化しなかった (古関彰一『新憲法の誕生』中公文庫)。

原氏によって、憲法研究会の憲法草案要綱について各条文ごとに、モデルとされた外国法や米国の政策文書までの系譜をたどるといふ驚異的な作業が文字通り十年をかけた超人的努力によって遂行されている。その実証的に論証された記述内容は注目に値する。原氏の「実証的」な研究は、日本国憲法に大きな影響を与えた (忘却された) 鈴木氏の存在を今日によみがえらせる力となり、さらに制憲史研究では学界通説に再検討をせまる大切な論点を提起している。



田嶋記念大学図書館振興財団助成金による 霞山文庫貴重資料のデジタル化

日本ファイリング株式会社の醸出資金による財団法人田嶋記念大学図書館振興財団から助成金を得て、2006年度事業として「劣化貴重資料のデジタル化」を行いました。

本学のコレクション霞山文庫内の雑誌『講演の友』(講演の友社)、『上海』(上海雑誌社)及び一部の劣化資料をデジタル化の対象としました。原本は昭和初期の資料のため紙質が悪いこと、合冊製本により複写に耐えられない等デジタル化によりこれらの問題点が改善されPDF形式のきれいなコンテンツ画像が見ることが出来ます。

本文の公開は、著作権法の問題でWeb上に公開できませんが、目次一覧を図書館ホームページに公開し近現代史研究の二次資料として利用に供します。

(豊橋図書館)